

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例
の一部を改正する条例

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 36 年藤
枝市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 155」を「100 分の 160」に、「100 分の 1
60」を「100 分の 165」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 平成 28 年 12 月に支給する期末手当の額に係る改正後の第 4 条第 2 項の規定
の適用については、同項中「100 分の 165」とあるのは「100 分の 170」
とする。